



### あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所 第6号認定「特定非営利活動法人 秋川流域生活支援ネットワーク」

市では、市内におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和を図ること)の推進を目的とし、ワーク・ライフ・バランスに取り組み市内の事業所等を認定する事業を実施しています。このたび、第6号となる事業所を認定しました。



- 事業所名 特定非営利活動法人 秋川流域生活支援ネットワーク(規模133人)
- 代表者 理事長 藤間英之
- 所在地 小中野196-1
- 事業内容 障害福祉サービス

令和6年12月26日(木)に行われた認定式の際の対談の一部を紹介いたします。

**市長** ワーク・ライフ・バランスに繋がる様々な取組をされていますが、どのような思いから制度を構築されたのですか。

た人生を送ってもらいたいという思いから、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めています。従業員の働きやすい環境を整えることは、結果的に利用者へのサービス向上に繋がるとも考えています。



左から山野事務局長、藤間理事長、中嶋市長

**市長** 取組のひとつに「子連れ出勤」の制度がありますが、どのような様子なのでしょうか。

**藤間理事長** 制度としては、学

校の長期休みに使われています。職員の子どもは、宿題をしたり、施設の子どもと遊ぶなどして過ごしています。施設の子も同年代が来ると嬉しそうです。親の仕事を見てもいい、誇りをもってもらいたいという思いもあります。

**市長** 市内外に複数の事業所がありますが、本部のある小中野にはどれくらいの利用者がいらっしゃるのですか。

**藤間理事長** 1日の通所人数は約60人います。市内だけでなく、市外から通われる利用者もいます。

**市長** 施設運営において、課題はありますか。

ら資格を取ってもらい、内部研修をしながらキャリアアップを図っています。

**市長** 業種に限らず人手不足ですが、大変な状況の中で取組を進めてくださり、行政としてもありがたく思っています。引き続き、取組を続けて欲しいと思います。

### あきる野市 ワーク・ライフ・バランス 推進事業所認定事業

市では、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業所などを認定し、その取組を広報あきる野や市ホームページで周知することで、市におけるワーク・ライフ・バランスの推進を図っています。認定に係る申請は、随時募集していますので、詳しくは、お問い合わせください。

防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達訓練を実施します

Jアラート(全国瞬時警報システム)を利用して、国から送られてくる緊急地震情報や武力攻撃などの情報などを防災行政無線で伝える訓練です。

▽日時 2月12日(水) 午前11時ごろ

▽放送内容 「チャイム音」「これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)」「こちらは、ぼうさいあきる野です」「チャイム音」

※全国的に情報伝達訓練が実施されます。

※当日の午前10時50分に訓練実施の予告放送を行います。

和10年3月  
※最終年度の3月は、農園整備期間とします。

▽貸付場所 上ノ台と伊奈森ノ上地区226区画(上ノ台農園64区画、上ノ台第2農園76区画、森ノ上農園86区画)

※応募者多数の場合は、抽選とし、区画は市で指定します。

▽面積 1区画20平方メートル

▽対象 市内在住の方

※1世帯につき2区画まで  
▽費用 1区画7200円(年額)

### 令和6年能登半島地震 災害義援金ご協力のお礼



能登地方で発生した地震により被災された方々の生活を支援するため、令和6年1月5日から12月18日まで義援金箱を設置し、総額4,628,086円の義援金をお寄せいただきました。皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、能登地方の復興支援のために使われます。ご協力ありがとうございました。

▽問合せ 総務課庶務係

### 令和7年度 工事系単価契約の 申込みを受け付けます

市では、簡易な維持補修工事や応急工事が発生した際、速やかな対応ができるように事業者と工事系単価契約を締結しています。令和7年度の工事系単価契約の締結を希望される方は、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



市ホームページ

### 小規模等随意契約 希望事業者登録の申請を 受け付けています

市では、少額で内容が軽易な契約(単価契約含む)を希望する事業者を対象に、令和7・8

年度小規模等随意契約希望事業者登録の申請を受け付けています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。



市ホームページ

▽申請・問合せ 契約管財課契約管財係(直通558・1390)

### 市役所での市(都)民税申告は、 混雑時間を避けて

「来場ください」

2月17日(月)から3月17日(月)まで(土曜・日曜日、祝日と2月19日(水)・26日(水)を除く)、市役所1階コミュニケーションホールで市(都)民税申告の相談・受付と

58・1261、☎010101@akiruno-info.tokyo.jp

### 交通災害共済「ちよこつと共済」 令和7年度の加入受付中



ちよこつと共済は、都内全市町村が共同で運営し、交通事故に遭った場合、見舞金を支給する助け合いの制度です。

▽加入(会員)資格 共済期間開始日に住民登録のある方

▽加入コース 表のとおり

●Aコース：千円

●Bコース：500円

▽共済期間 4月1日(同日以降に加入の場合は、申込日の翌日)～令和8年3月31日

▽申込み方法 加入申込書に必要事項を記入の上、会費を添

ちよこつと共済  
ホームページ



表 災害等級と見舞金額など

等級	交通災害の程度 (交通災害を受けた日から1年以内)	Aコース	Bコース
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満か実治療日数30日以上	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満	4万円	2万円

納税などには便利な口座振替をご利用ください